

～7月1日より青空税理士法人から青山合同税理士法人に社名変更しました。

Vol. 3-1

Topic1 ～インボイス制度の導入に向けて～

2023年10月1日より、インボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます！

インボイス制度導入が近づいてきました。導入までにどのような準備が必要となるのかご案内致します。

STEP1 適格請求書発行事業者として登録する

適格請求書を発行することができる、適格請求書発行事業者となるためには、**2023年3月31日までに、申請書の提出が必要**です。



インボイス制度概要

STEP2 取引先に登録番号を通知する

登録番号発行後、取引先(買手)に登録番号の通知を行いましょう。

STEP3 取引先の登録番号を集めて、管理する



免税事業者の方は、適格請求書を発行できません。
課税事業者となるべきかご検討の上、適格請求書発行事業者となる場合には上記の手続きが必要になります。

Topic2 ～所得税法が改正されました～

◎本年分(2022年分)の所得から影響のある改正◎

雑所得に関する書類の保存及び添付書類 □

2022年分より、雑所得の申告において以下の点が改正されます。

- (1)前々年の雑所得の収入金額が300万円を超える場合、現金・預貯金の收受(預入)又は払出(引出)に際して作成されたもの(領収書、小切手控、預金通帳、借用証等)の保存が必要。
- (2)前々年の雑所得の収入金額が1,000万円を超える場合は、確定申告書に収支内訳書等の添付が必要。
- (3)前々年の雑所得の収入金額が300万円以下である場合は、現金主義の選択が可能。

◎再来年分(2023年分)の所得から影響のある改正◎

財産債務調書制度等の見直し □

2023年分以後の「財産債務調書」の提出義務者・提出期限などについての見直しが行われました。

(1)提出義務者について

改正前の提出義務者は①及び②を満たす方が対象でしたが、改正により③に該当する方も対象となります。

- ①その年分の退職所得を除く各種所得の金額の合計額が2,000万円を超える場合
- ②その年の12月31日において、その合計額が3億円以上の財産又は1億円以上の国外転出特例対象財産(例:有価証券、未決済信用取引)を有する場合
- ③その年の12月31日において、その合計額が**10億円以上の財産を有する方**

(2)提出期限(国外財産調書も同様)

2023年分より、提出期限が、「その年の翌年の**6月30日**」となります。

※2022年分の財産債務調書等の提出期限は、従来通り2023年3月15日になります。

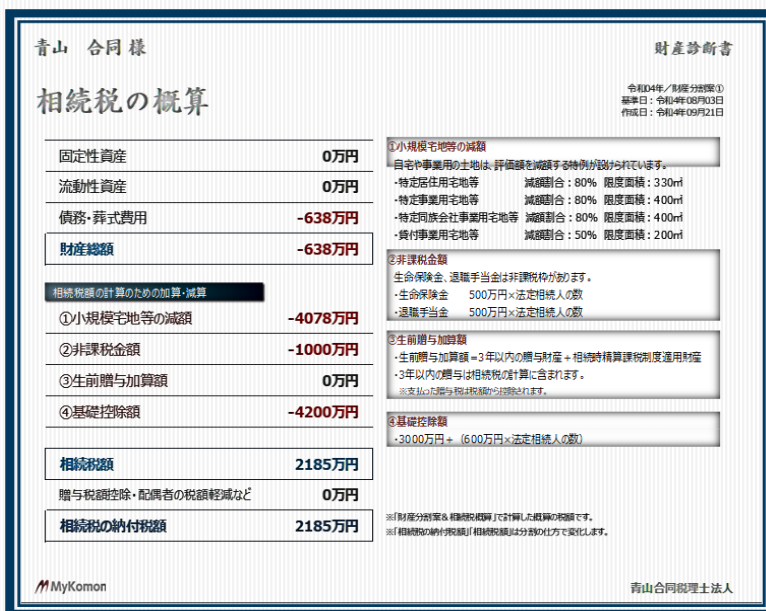
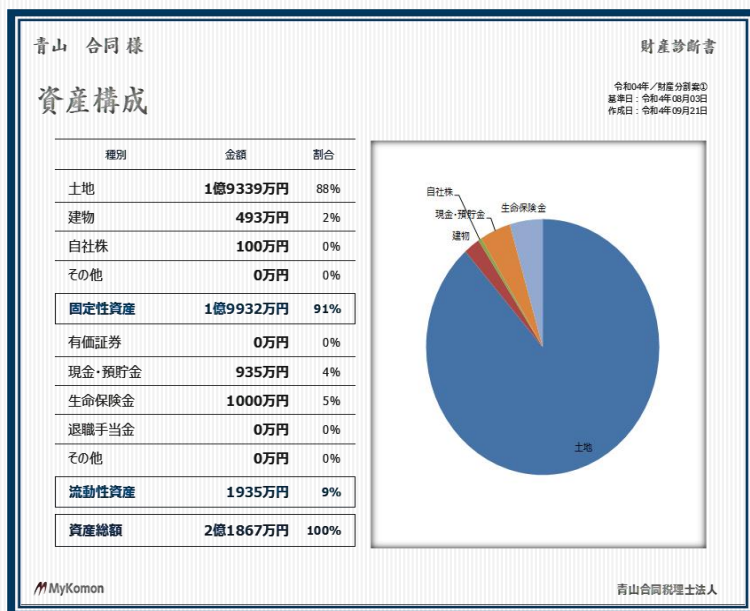
～7月1日より青空税理士法人から青山合同税理士法人に社名変更しました。

Vol. 3-1

Topic3 ～財産状況の試算をしてみませんか？(申込期限:11月2日まで)～

財産状況の試算を行っています

ご自身の財産状況の把握のために下記のような資料作成を行っています。
ご希望される方は同封のアンケートに「○」を記載して下さい。(料金は別途お見積りになります)



このような方に

- ・現在の所有財産に課される相続税額を認識したい方
- ・所有財産の状況を確認したい方
- ・財産を将来どのように引き継ぐのかをお考えの方
- ・現状の財産の構成や組み換えなどを分析したい方



Topic4 ～詐欺メールにご注意ください～

1.自称「国税庁」からの偽メールが多発

現在、国税庁をかたるメール及びショートメッセージが横行しています。
メールの件名に「未払い税金のお知らせ」や「【国税庁】最終通知」、「【督促状】滞納した税金がございます」などの記載があり、不安を煽る内容となっておりますがこれらはすべて詐欺メールです。
URLなどをクリックしてしまわないようにご注意ください。

2.国税庁からののお知らせは原則「書面」

国税庁では、ショートメッセージによる案内を送信していません。
国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨のショートメッセージやメールも送信していません。
重要なお知らせについては、基本的に郵便、書面で届きます。



3.メールは定型の種類しか来ない

e-taxで電子申告をしている場合、申告や納付完了に関するお知らせがメールで届きますがメールの種類は限定されています。

4.心配になったら弊社又は税務署に問い合わせを

詐欺メールか否かの判断に不安がございましたら弊社(03-6439-1471)又は管轄の税務署にお問い合わせ下さい。